

三谷町財産区裁判について

1 議会の議決

(1) 当事者

原告 蒲郡市三谷町財産区 管理者 蒲郡市長 金原久雄
被告 聖法寺 代表役員 天野 明
鈴木 明

(2) 請求の趣旨

ア 被告聖法寺は、原告に対し、訴えの対象物件の建物を収去し、及び土地を明渡せ。

イ 被告らは、原告に対し、連帯して金 10,434,052 円及びこれに係る遅延損害金を支払え。

ウ 被告らは、原告に対し、連帯して平成22年6月4日から明渡し済みに至るまで、1月金 305,562 円の割合による金員を支払え。

エ 訴訟費用は、被告らの負担とする。

(3) 議決日 平成22年6月21日

2 仮差押及び仮処分

(1) 平成22年6月18日 仮差押決定（聖法寺所有土地、保証金 200 万円）

(2) 平成22年7月 2日 仮処分執行（聖法寺所有建物、保証金 350 万円）

(3) 平成22年7月20日 仮処分執行（聖法寺所有建物追加分、保証金 100 万円）

(4) 平成22年8月10日 仮処分執行（聖法寺所有建物占有者分、保証金 125 万円）

3 訴訟

平成22年8月27日 訴状提出（建物収去土地明渡等請求事件）

4 判決

(1) 判決日 平成23年9月1日

(2) 判決要旨（要約）

ア 聖法寺は、訴えの対象物件の建物を収去して、土地を明け渡せ

イ 特定非営利活動法人三河市民福祉会は、蒲南デイサービスとして使用されている建物の内 約 1,200 m²を退去して、土地を明け渡せ

ウ 有限会社タフトシステムは、クラシックカフェ営業が行われている部分約 250 m²を退去して、土地を明け渡せ

エ 聖法寺及び鈴木明は連帯して、平成23年3月7日から土地の明け渡し済みに至るまで、年 366 万 6,747 円の割合による金員を支払え

同じく、年 11 万 2,140 円の割合による金員の限度で、特定非営利活動法人三河市民福祉会と連帯して支払え

同じく、年 2 万 3,161 円の割合による金員の限度で、有限会社タフトシステムと

連帯して支払え

オ 特定非営利活動法人三河市民福祉会は、聖法寺及び鈴木明と連帯して、平成 23 年 3 月 7 日から土地の明け渡し済みに至るまで、年 11 万 2,140 円の割合による金員を支払え

カ 有限会社タフトシステムは、聖法寺及び鈴木明と連帯して、平成 23 年 3 月 7 日から土地の明け渡し済みに至るまで、年 2 万 3,161 円の割合による金員を支払え

キ 訴訟費用は被告らの負担とする

5 裁判費用

(1) 訴訟準備費（仮差押、仮処分）（平成 22 年度分）	9,888,717 円
ア 弁護士委託料	1,575,000 円
イ 仮差押及び仮処分に係る保証金	7,750,000 円
ウ 予納金、登記印紙代等	563,717 円
(2) 訴訟費（平成 22 年度分）	1,570,190 円
ア 弁護士委託料	1,312,500 円
イ 弁護士費用弁償	50,050 円
ウ 裁判所費用（印紙代、郵券等）	207,640 円
(3) 弁護士報酬金支払予定（平成 23 年度分）	3,412,500 円

6 平成 22 年 7 月以降 聖法寺納付金額 13,205,000 円

7 今後の見込み（検討）

- (1) 判決内容の履行を聖法寺に求める。
- (2) 建物入居者に任意での退去を求める。